

静岡市省エネ家電製品購入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、エネルギー消費性能の優れた家電製品（一般消費者が通常生活の用に供する電気製品をいう。以下同じ。）によるエネルギーの利用の合理化の促進により地球温暖化対策の推進を図るとともに、停滞する市内の経済の活性化を図るため、エネルギー消費性能の優れた家電製品を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）を有する者で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する5万円以上（設置等の工事に要する経費を含む。）の家電製品（中古品を除く。）を令和4年7月1日以後に市内に所在する店舗又は事業所から購入し、かつ、自ら使用する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「国告示」という。）1－3の規定による多段階評価が星4つ以上のエアコンディショナー
- (2) 国告示2－3（1）の規定による多段階評価点が4以上の照明器具
- (3) 国告示3－3（1）の規定による多段階評価点が4以上又はエネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（令和3年経済産業省告示第194号）による改正前の国告示3－3（2）の規定による多段階評価が星4つ以上のテレビジョン受信機
- (4) 国告示7－3（1）の規定による多段階評価点が3以上の電気冷蔵庫
- (5) 国告示8－3（1）の規定による多段階評価点が3以上の電気冷凍庫

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち、家電製品の購入費（設置等の工事に要する経費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額の範囲内において市長が定める額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 補助対象経費が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合 1万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、省エネ家電製品購入事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した家電製品の領収書の写し
- (2) 製造事業者が発行する保証書の写し
- (3) 個人にあつては、住民票の写し
- (4) 法人にあつては、法人の登記事項証明書の写し
- (5) 補助事業を実施しようとする者が、規則第5条の2各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、補助金の額を確定したときは、省エネ家電製品購入事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保

に供してはならないこと。

(2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(請求)

第9条 第7条第1項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に請求書(様式第3号)に口座情報が確認できるものの写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(補助回数)

第10条 補助対象者に対する補助金の交付は、1世帯又は1事業者につき1回を限度とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

省エネ家電製品購入事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

補助金の交付を受けたいので、静岡市省エネ家電製品購入事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒 静岡市 区
	電話番号	

※ 申請者・請求者・振込先口座名義と、領収書・保証書等の名義は、全て同一としてください。

購入した家電製品の情報	機器種類 ※該当する項目に☑ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 照明器具 <input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 冷凍庫	購入点数	合計 点
	メーカー・機種名		
	機種型番	左記製品の 星の数等	
	購入店舗(事業者)名	購入日 ※領収書発行日	令和 年 月 日
	購入店舗(事業者)住所	静岡市 区	

補助金情報	家電製品購入費（税抜価格） ※省エネ家電製品の購入費と一体 不可分の据付等工事費の合計額	円
	補助金交付申請額	0,000円

【添付書類】

- 購入した家電製品の領収書の写し
- 製造事業者が発行する保証書の写し
- 個人にあつては、住民票の写し
- 法人にあつては、法人の登記事項証明書の写し
- 補助事業を実施しようとする者が、静岡市補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないことを誓約する書類

様

静岡市長 氏 名 印

省エネ家電製品購入事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市省エネ家電製品購入事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により、次のとおり決定及び確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

3 交付の時期

4 交付の条件

- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (1) から (3) までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
請求者 氏名
電話

〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け 第 号により交付確定の通知を受けた省エネ家電製品購入事業補助金を次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 農協		支店名	本店 支店 出張所													
	1 普通	2 当座		口座番号													
口座名義 (カナ)																	

3 添付書類

口座情報が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し